ひょうご多文化共生社会推進指針（案）［概要版］

資料３

1

～ ともに学び、働き、暮らし、多様性を未来の力に ～

Ⅰ 指針改定にあたって

1 改定の背景

前回の指針改定（R3.3）から５年余りが経過し、社会情勢が大きく変化する中で、国の方向性とも整合を図りつつ、本県として、改めて現状と課題を踏まえた上で、めざす姿や取組方針等を示す

【社会情勢の変化】

（１）少子高齢化と人手不足

人手不足が顕在化し各分野で深刻な状況が続く。今後も長期にわたって日本人の人口減が進む見込み

（２）県内の在留外国人が過去最多

Ｒ３年と比較し、在留外国人数は約1.4倍、外国人労働者は約1.7倍に急増し、それぞれ過去最多

（３）育成就労制度・特定技能制度

Ｒ９年度から育成就労制度が施行。特定技能制度とつながり、将来的な定住や家族帯同も見込まれる

（４）秩序ある共生社会への関心の高まり

国では「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定（R8.1.23関係閣僚会議）

2 指針の位置づけ

関係する各主体が相互に連携しながら多文化共生社会の実現に向けて取り組むための、兵庫県全域における基本指針として位置付ける

3 改定の方法

外部有識者で構成する「ひょうご多文化共生社会推進懇話会」で議論し、ご提言をいただいた。
また、現状・課題等を把握するため、外国人県民・市町・関係団体・企業へのアンケート調査等を実施。
本指針の立案段階で内容を公表し、パブリックコメント手続きを経るほか、県議会の議決を経て改定する

4 想定期間

本指針の期間は、令和９年度から令和13年度の概ね５年間を想定する

1　外国人県民の状況

（1）県内の在留外国人数

① Ｒ７年の在留外国人は約15万５千人、Ｒ３年から1.4倍に増加　［図表１］

② 構成比は、ベトナム、韓国、中国の３か国で全体の約60%を占める　［図表１］

③ Ｒ３年との比較では、特にネパール、インドネシア、ミャンマー等が大幅増　［図表１］

④ 現在、159の国・地域の外国人が県内に在留し、多国籍化が進む

（2）県内の外国人労働者数

① Ｒ７年の外国人労働者は約7万7千人、Ｒ３年から1.7倍に増加　［図表２］

② 構成比は、ベトナム人の労働者数が最多（全体の36%）　［図表２］

③ 特にネパール、ミャンマー、インドネシアが大幅増　［図表２］

④ 雇用する事業所数もR3比で約４割増

⑤ 産業別では、製造業への従事者が３割を占め最も多い

図表１：国・地域別の県内在留外国人数の推移

国・地域	R3年(2021)[人]	R7年(2025)[人]	R3年→R7年 増加数[人]	R3年→R7年 増加率[%]	R7年構成比[%]
ベトナム	23,358	34,482	11,124	47.6	**22.2**
韓国	36,354	33,721	△2,633	△7.2	**21.8**
中国	21,804	25,750	3,946	18.1	**16.6**
ネパール	2,699	11,411	8,712	**322.8**	7.4
インドネシア	1,683	7,696	6,013	**357.3**	5.0
ミャンマー	998	7,315	6,317	**633.0**	4.7
フィリピン	5,174	7,255	2,081	40.2	4.7
⋮					
総数	111,940	**155,019**	43,079	**38.5**	100.0

（法務省「在留外国人統計」：各年12月末現在）

図表２：国・地域別の県内外国人労働者数の推移

国・地域	R3年(2021)[人]	R7年(2025)[人]	R3年→R7年 増加数[人]	R3年→R7年 増加率[%]	R7年構成比[%]
ベトナム	20,403	27,730	7,327	35.9	**36.0**
ネパール	1,896	9,594	7,698	**406.0**	12.5
中国	9,023	8,943	△80	△0.9	11.6
ミャンマー	－	6,586	5,020	**320.6**	8.6
インドネシア	1,341	5,945	4,604	**343.3**	7.7
フィリピン	3,447	4,644	1,197	34.7	6.0
韓国	1,300	1,576	276	21.2	2.0
⋮					
総数	45,558	**77,016**	31,458	**69.1**	100.0

（兵庫労働局「外国人の雇用状況」：各年10月末現在）

※　R3年のミャンマーの数値が公表されていないため、ミャンマーの「R3→R7」の数値は「R4→R7」で算出している。

（３）県内の外国人留学生数

① コロナ禍を経て学部と日本語教育機関を中心に大きく増加　［図表３］

② 留学生の多い国・地域　※（　）内はR３年比較

ネパール　R7年：6,364人（+5,443人）
中　　国　R7年：3,964人（　▲24人）
ミャンマー　R7年：2,350人（+2,133人）

図表３：在学段階別の県内外国人留学生数

在学段階	R3年(2021)[人]	R7年(2025)[人]	R3年→R7年 増加数[人]	R3年→R7年 増加率[%]	R7年構成比[%]
大学院	1,670	1,944	274	16.4	10.1
学部	3,846	6,354	**2,508**	**65.2**	**32.9**
短大	24	49	25	104.2	0.3
高専	16	25	9	56.3	0.1
専修学校	3,503	5,214	1,711	48.8	27.0
日本語教育機関	1,697	5,709	**4,012**	**236.4**	**29.6**
総数	10,756	**19,295**	8,539	**79.4**	100.0

（独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」：各年５月１日現在）

２　本県の人口推計

① 2020年～2050年の間で、本県の総人口は約111万人減少の見込み
※ 日本人（▲129万人）＋外国人（＋18万人）＝ 総人口（▲111万人）

※日本人数・外国人数は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（2020年の国勢調査）をもとに本県試算

② 日本人の生産年齢人口は2030年代半ば～2040年代半ばに減少幅が拡大する見込み

３　国の動き

（１）育成就労制度［R9.4施行］

① 技能実習制度を発展的に解消。長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することが目的

② 特定技能制度と連続性を持たせ、日本で就労しながらキャリアアップ

在留資格	育成就労	特定１号	特定２号
期　間	３年 →	５年 →	制限なし

※ 日本語能力要件、技能要件あり

（２）外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策［R8.1.23 関係閣僚会議決定］

〈基本的な考え方〉

① 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組を行う

② 我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

4　多文化共生社会の実現に向けた課題

4

市町、関係団体、外国人県民及び企業を対象としたアンケート調査の結果やヒアリング、県・市町実務者会議での意見等を踏まえ、多文化共生社会の実現に向けた課題を次のとおり整理する。

区　分	主　な　課　題
（１） 日本語学習・ コミュニケーション	**日本語学習の担い手・資金不足** 日本語教室のボランティアや有資格の日本語教師が不足している（市町ア、実務者） 日本語教室を運営していく資金が不足している（団体ア） **学習機会の確保** 日本語学習の環境が整っていないこと（市町ア、市町ヒ、実務者） 日本語学習支援を実施していない外国人雇用企業が約3割（企業ア） **コミュニケーションの困難** 保護者が、保育所や学校からのお知らせや書類を理解できない（外国人ア） 職場でのコミュニケーションに課題がある（企業ア） コミュニケーション不足により地域住民とトラブルが生じる（市町ア、団体ア） **交流機会の不足** 外国人住民とのコミュニケーション、交流機会の不足（市町ア、団体ア） 地域イベントに「あまり参加していない」「参加しない」が約6割（外国人ア）
（２） 意識づくり・ 推進体制	**言葉と心の壁** 地域住民側の理解促進が必要である（市町ア、団体ア） 知らない人に日本語で話しかけるとき、相手に理解してもらえないのではと心配（外国人ア） **多文化共生推進体制の確保** 市町・市町国際交流協会・NPO等支援団体の予算・人員不足（市町ア、団体ア） 日本人住民と外国人住民とをつなげるコーディネーターやキーパーソンの不在（市町ア）

区　分	主 な 課 題
（３） 県内産業 における就労	**実態把握の困難や企業との連携不足** 外国人労働者雇用企業の状況や、外国人労働者の就労実態の把握が困難（市町ア） 外国人雇用企業との連携体制が取られていない（市町ア、実務者） **支援情報の周知不足** 相談窓口、認定制度等の支援制度・事業が企業に十分知られていない（企業ア） **相互理解の不足** 文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルが心配（企業ア） **労働力の不足** 外国人労働者を雇用する主な理由は、日本人採用だけでは人材が足りないため（企業ア）
（４） 教育・防災・ 医療・住宅 等	**学校現場の体制** 学校現場における日本語教育の負担が増大している（市町ヒ、実務者） 日本語能力が不十分な外国人児童がいる（市町ア、団体ア） 外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じている（市町ア） **災害支援体制の確保** 防災等に関して外国人住民への支援体制が確立していない（市町ア） 災害等についての知識がない外国人住民の割合が高い（市町ア、団体ア） 災害時の避難場所や情報提供の言語等に不安がある（外国人ア） **医療・福祉・住宅等の環境整備** 多言語での情報提供は行っているが周知が不足している（市町ア、団体ア、実務者） 外国語対応医療機関が少ない（市町ア、団体ア、市町ヒ） 言語や文化・習慣の違いから住まい探しが困難である（市町ア、団体ア）

※市町ア：市町ｱﾝｹｰﾄ　団体ア：外国人ｺﾐｭﾆﾃｨ・外国人支援団体ｱﾝｹｰﾄ　外国人ア：外国人県民ｱﾝｹｰﾄ　市町ヒ：市町ﾋｱﾘﾝｸﾞ　実務者：R7県・市町実務者会議

Ⅲ　めざす姿と取組方針

１　めざす姿

（１）変化する社会情勢

前回の指針改定（Ｒ３.3）以降、県内の在留外国人数は約1.4倍に、外国人労働者数は約1.7倍に増加している。人材確保に向け、令和９年度には育成就労制度も新たに施行される。

一方、国が「総合的対応策（R8.1.23）」で示したように、「秩序ある共生社会」の重要性が増している。外国人をどう受け入れるのかは、まさに国家としての課題であるが、本県として、大きく変化する社会情勢を踏まえた対応が必要となる。

（２）本県の置かれた状況

外国人との共生のあり方は、地域の未来につながる重要なテーマとなる。少子高齢化の進展に伴い、本県の人口は大きく減少していく見込みで、特に労働力として中心的な担い手となる生産年齢人口（15～64歳）の減少が進む。こうした中、既に様々な分野で外国人県民が活躍しており、地域社会にとってなくてはならない存在となっている。

（３）総合的な環境整備

今後、長期在留者や帯同家族の増加により、これまで以上に生活上の課題が顕在化することも想定される。課題は多岐にわたるため、総合的な環境整備の取組を、各主体と連携し着実に進めていく必要がある。その中で、同じ県民として外国人と日本人の双方の不安や摩擦を減らしつつ、ともに地域社会の一員として働き、安心して暮らすためには、日本語によるコミュニケーションを軸として、互いを尊重し学び合う姿勢で相互理解を図ることが何より重要となる。

（４）多様性を力に変える

本県では1868年の神戸港開港とともに外国人の居住が進み、外国人県民は県の経済や文化の発展に大きく寄与してきた。異なる文化や価値観を全国に先駆けて受け入れてきた開放的な地域性は、今日の兵庫の魅力につながる大きな財産でもある。

多様な文化や経験を持つ人材がそれぞれの強みを生かす。この多様性を力に変えて、ともにひょうごの未来を創っていくことを目指し、新たな指針を策定する。

Ⅲ　めざす姿と取組方針

めざす姿

すべての県民が互いを尊重し、多様性を地域の力に変え、ともに未来を創るひょうごの多文化共生社会

相互理解

- 同じ県民として外国人と日本人の双方が互いを尊重し学び合い、コミュニケーションを通じて相互の理解を深めること
- 外国人県民が、日本語や日本の法・生活上のルール・文化等を学ぶこと
- 県民が、異なる文化や背景への理解を深め、外国人県民にも伝わりやすい「やさしい日本語」の使用が広がること

多様性を力に

- 多様な文化や経験を持つ人材が、それぞれの強みを生かし、互いの違いを力に変えることで、県内産業のイノベーションを創出すること
- 多様な人材が安心して働ける環境のもと、働きがいを持って生き生きと活躍し、地域社会に定着すること
- 多様な人材の活躍が、地域経済の発展や地域の活性化につながること

安全・安心

- 行政等の関係機関が、多言語による情報発信・相談体制の充実や、教育・防災・医療・住宅等における受入環境の整備を進めること
- 外国人児童生徒をはじめとする帯同家族が、安心して学び、暮らし、早期に地域社会に適応できること
- 法やルールの遵守と相互理解を土台として、県民と外国人県民の双方が安全・安心に暮らせる環境を整えること

ともに創る

- 外国人県民が地域社会の担い手として活躍し、多様な主体の協働による地域づくりが進むこと
- 住民同士が交流する機会や居場所が増え、互いに支え合う地域のネットワークが広がること
- 多様な背景を持つ県民一人ひとりが、それぞれの「やりたいこと」や「誰かの力になりたい」という思いを、ともに支え合いながら実現していける、多様性と包摂性に富んだひょうごの多文化共生社会を築くこと

2　取組方針の全体像

【背　景】

■少子高齢化で本県人口は今後大きく減少
■産業・地域機能の担い手確保の必要性
■県内の在留外国人数は急増し過去最多に
■長期在留や帯同家族増による今後の懸念
■秩序ある共生社会への関心の高まり

【めざす姿】

すべての県民が互いを尊重し、
多様性を地域の力に変え、
ともに未来を創るひょうごの多文化共生社会

【視　点】

- 相互理解
- 多様性を力に
- 安全・安心
- ともに創る

【推進主体】

- 行政
- 国際交流協会
- 企業・経済団体
- 教育機関
- 外国人ｺﾐｭﾆﾃｨ・外国人支援団体
- 地域住民組織

【取組の体系】

1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実

⑴ 日本語を学ぶ機会の充実
⑵ 日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進
⑶ 外国人県民の地域との交流促進

2　県内産業における外国人労働者の活躍促進

⑴ 県内企業における働く環境の整備と魅力発信
⑵ 外国人留学生等の積極的な人材確保

3　安全・安心な社会のための環境整備

⑴ 多言語による情報発信・相談体制の充実
⑵ 学校での受入体制整備・学習機会の確保
⑶ 防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築
⑷ 医療・福祉サービス等の提供環境の整備
⑸ 住宅確保など居住支援

4　多文化共生を支える基盤づくり

⑴ 多文化共生の意義の普及啓発
⑵ 多文化共生に取り組む体制強化と人材育成

3　多文化共生を推進する主体

多文化共生の推進においては、関係する主体がそれぞれの役割に応じて取り組みながら、相互に連携することが不可欠である。県の役割及び各主体に期待される役割は次のとおりである。

（１）県の役割

主体	主な役割
県	■ 広域自治体として全県的な基本指針を策定し、その啓発や各種情報提供 ■ 広域的課題や災害時への対応、先導的・モデル的な取組の推進と、県内の好事例の横展開 ■ 複雑化する課題に対して、関係機関や団体相互の連携と協働を促進

（２）主な主体に期待される役割

主体	期待される主な役割
市町	■ 外国人県民に最も身近な行政主体として、日常生活上のニーズや課題を的確に把握し、必要なサービスを提供 ■ 外国人県民と地域住民との交流と協働のための環境づくりを推進 ■ 災害時の対応など、安全・安心な地域づくりを推進
国の地方機関 （出入国在留管理局 公共職業安定所 労働基準監督署等）	■ 各種法令に基づく指導や、各行政分野に応じた外国人県民への相談対応等を的確に実施 ■ 県、市町、国際交流協会、外国人コミュニティ、外国人支援団体等、県内の関係機関と連携するとともに、必要な情報を提供
教育機関 （小・中・高等学校 大学）	■ 小・中・高等学校においては、日本語指導を含む受入体制の整備、進学・就労支援、全ての児童生徒に対する多文化共生教育を実施 ■ 大学においては、多文化共生に関する調査・研究、必要な留学生の受入れ等も含め、社会で活躍できる専門人材の育成

主　体	期待される主な役割
兵庫県 国際交流協会	■ 県内関係機関・団体と連携し、日本語学習をはじめとする専門的知見やノウハウを生かして、先導的な多文化共生の取組を機動的に推進。また、県域を対象とする団体として、ネットワークを生かした広域的な取組を総合的に推進 ■ 県の災害時の支援体制と連携した取組を推進
市町 国際交流協会	■ 市町と連携し、専門的知識やノウハウ、機動性を生かして、外国人県民の課題やニーズに応じたきめ細やかな事業を展開 ■ 市町と連携し、災害時における外国人県民の状況把握等に協力
外国人コミュニティ	■ 出身国・地域、言葉、文化等を共有するつながりを生かし、構成員相互の支え合いや情報共有、子どもの学習支援、母語・文化の継承、地域社会との交流等を実施
外国人支援団体	■ 専門性や蓄積したノウハウを生かし、多言語での情報提供、相談対応、日本語学習支援、居場所づくり等、外国人県民と地域のニーズに応じた支援の実施
企業 （外国人労働者を雇用する法人、団体、個人事業主等）	■ 労働関係法令等を遵守し、適正な労働条件や安全衛生を確保するなど、外国人労働者が安心して働ける環境の整備 ■ 雇用する外国人及びその家族に対する日本語学習機会の提供等への取組 ■ 地域の理解を進めるためにも、地域との交流支援など、行政機関等との連携
経済団体	■ 外国人労働者が安心して働ける環境づくりや地域社会との交流に向け、地元企業への情報提供・助言等を通じた支援や、行政機関等との連携
監理支援機関 登録支援機関	■ 関係法令に基づき、外国人労働者の受入れが適正かつ円滑に行われるよう、受入企業への指導・助言や外国人労働者への支援等を実施
地域住民組織 （自治会等）	■ 外国人県民を含む地域住民が互いの文化や習慣・地域のルールへの理解を深められるよう、分かりやすく説明・情報共有 ■ 外国人県民の地域活動への参画や住民との交流を促進

Ⅳ　総合的な施策

次の４つの柱と　12の施策目標に設定し、各主体との連携のもと、取組を総合的に推進する。

1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実

日本語学習の支援等を通じて相互理解の土台となる「ことばのインフラ」を整える。
外国人県民が地域とつながり、交流できるよう機会の充実を図る。

（１）日本語を学ぶ機会の充実

①地域日本語教室の継続的な実施に向けて、市町の日本語教育体制の整備等を総合的に推進、②関係団体や地域企業等を含む多様な主体の連携による地域の学習支援、③日本語学習等を通じた地域の居場所づくり

（２）日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進

①オリエンテーションや日本語教育とあわせた学習等、外国人県民が生活上のルールや文化等を理解する機会の充実
②外国人県民に分かり易く伝える「やさしい日本語」の普及、③国で「日本語・生活学習プログラム(仮)」創設予定

（３）外国人県民の地域との交流促進

①地域の祭りや交流イベント等を通じて外国人県民が地域とつながる機会の確保。地域活動に参画する好事例を共有し広げる、②地域との交流等をサポートする地域活動団体等への支援を通じ、外国人県民の孤立を防ぐ

2　県内産業における外国人労働者の活躍促進

各種制度の趣旨に沿った適正な受入れと働きやすい職場づくりを通じて、外国人労働者が能力を発揮し、県内産業の担い手として継続的に活躍できる環境を整える。

（１）県内企業における働く環境の整備と魅力発信

①外国人県民が安心して働ける環境が整った企業を県が認定等、②魅力ある県内企業を積極的に情報発信
③外国人雇用企業への相談支援、やさしい日本語の普及、外国人労働者の実態把握など市町と企業の連携

（２）外国人留学生等の積極的な人材確保

①留学生は、専門知識や日本語を学び、日本での生活経験を有する貴重な人材であるため、合同企業説明会や相談支援等により積極的に人材確保、②理系人材等、日本での就職を希望する海外の大学生等の確保

Ⅳ　総合的な施策

3　安全・安心な社会のための環境整備

多言語による情報発信や相談体制の充実、教育・防災・医療・住宅等の受入環境整備など、
外国人県民が安全・安心に生活を続けていくための基盤を整える。

（１）多言語による情報発信・相談体制の充実

①多言語・やさしい日本語による情報発信、②多岐にわたる生活・専門相談に多言語等で対応できる体制の確保

（２）学校での受入体制整備・学習機会の確保

①個々の状況を踏まえた教育体制を整え、生活・学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進
②高等学校や大学への進学に向けた継続的な指導体制と相談体制を整備し、学習機会の充実を図る

（３）防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築

①避難所訓練や研修会等、平時からの防災・減災の普及啓発、②災害時の多言語での情報伝達や安否確認等

（４）医療・福祉サービス等の提供環境の整備

①医療通訳コーディネーターや遠隔地通訳支援システム等、医療機関での多言語対応支援、②各種制度の周知

（５）住宅確保など居住支援

①入居可能な民間賃貸住宅の確保と情報提供、入居拒否解消への啓発、②県営住宅の空き住戸の有効活用

4　多文化共生を支える基盤づくり

多文化共生の意義の普及啓発を進めるとともに、
各主体間の連携強化や人材育成を図るなど、多文化共生を支える体制を整える。

（１）多文化共生の意義の普及啓発

①さまざまな機会を捉え研修会を実施するなど、継続的に多文化共生の意識づくりの啓発、②人権文化を進める県民運動の一環として啓発を実施するほか、外国人へのヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の防止

（２）多文化共生に取り組む体制強化と人材育成

①課題は多岐にわたるため、分野を横断した総合的な推進体制の充実。地域で一体となった取組を進めるためにも、自治体ほか各主体の連携強化、②多文化共生に取り組む人材の育成、国際的な視野を持つ人材の育成